



平成25年度のスタートにあたって

尾張東部成年後見センター長 住田敦子



4月から尾張東部成年後見センター長に就任することとなりました住田敦子です。まだまだ若輩者ですが、よろしくお願ひします。センター長の責任の重さとプレッシャーをヒシヒシと感じています。

この尾張東部圏域に、成年後見センターが設置されちょうど1年半になります。尾張東部圏域の6市町から委託を受けて、成年後見制度の利用推進、啓発、権利擁護に関する相談等の事業を推進してきました。

おかげさまで、相談件数や法人受任件数も増え、講演会等にも講師として招いていただく機会も増えました。嬉しいことに、この圏域に後見センターが出来てよかったとのお声をいただくようになってきました。

当法人の理念として掲げている「ゆたかに生きる権利をまもる」は、私自身の支援の原点でもありません。

人が真にゆたかに生きるとはどういうことなのか、そのお手伝いをどのようにさせていただくことができるかを大切に、真摯に、丁寧に、時として果敢に取り組んでいく所存です。

尾張東部尾張東部センターは、設立当初は、「成

年後見制度の利用が困難な低所得層の人のために法人後見受任をしていく」という

ことを中心的な役割としていましたが、運営協議会での検討を経て、平成25年度からは、「成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度利用につなげる」ことをその役割としようということになりました。

認知症や障害のある人は、貧しさ以外にも、さまざまな事情で困難な暮らしをしいられています。センターが、これらの方々について、直接、後見受任を担っていくのには限界があります。それゆえ、地域の専門職のみなさんの支援をつないでいくことを、これまで以上に大切にしていきたいと思ひます。

新しく2名の職員がこの4月からいっしょに仕事をするようになりました。これまでの実績の中から、少しずつ地域に浸透してきた活動をさらに充実させていくことができるよう、新たな職員と共に力を結集して取り組んで参ります。

これまでと変わらぬ温かい、ご支援・ご指導を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

平成25年度定時総会 平成25年5月18日(土)10時から
於：日進市障害者福祉センター大会議室

平成 24 年度実績報告

(1) 相談・後見業務

平成 24 年度の相談状況及び法人後見受任の状況は、つぎのとおりです。

相談状況

平成24年度

区分	実人数	相談者区分	件数
高齢者	350	本人・親族・知人	749
知的障害者	67	行政・相談機関等	1,459
精神障害者	78	その他関係機関	471
その他	6	合計	2,679
合計	501		

法人後見受任状況

平成25年3月末

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	4	0	3	4	1	1	13
知的障害	1	0	1	0	1	0	3
精神障害	1	0	0	3	0	1	5
合計	6	0	4	7	2	2	21

※瀬戸市の被保護人1人が受任後死亡されており、延べ受任総数は22件
 ※高次機能障害は精神障害で整理

(2) 研修事業

①行政・福祉関係職員向研修会

制度の概要を解説 3会場 140人

②住民学習会

住民向けに制度解説 3会場 83人

③権利擁護勉強会

福祉関係者向けに事例研究 4回 91人

④市民のため成年後見支援者養成研修

2週連続研修 37人

(3) 啓発事業

①自分らしく生きる～権利擁護 虐待防止法と成年後見制度の活用～

権利擁護に造詣の深い2人の弁護士による講演会を開催しました。

- ・豊明会場 佐藤彰一講師 140人
- ・長久手会場 平田厚講師 80人

②講師派遣

圏域内外の各種団体からの依頼に応じて講師を派遣しました。 22回 延べ735人

(4) 適正運営委員会の開催

毎月第4水曜日夜6時30分から全12回開催し、法人受任の審査、受任ケースへの助言等。た。センターが法人受任をするケースについて、「法人受任ガイドライン」をまとめた。

委員：高森裕司弁護士、小島勝彦司法書士、池戸悦子精神保健福祉士（以上3名）

平成24年度 活動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

(単位：円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
1) 受取入会金		122,000	122,000
2) 受取会費			
2. 受取寄付金			
1) 受取寄付金		10,210	10,210
3. 受取助成金等			
1) 民間補助金			
2) 国・地方補助金			0
4. 事業収益			
1) 成年後見事業収益		20,120,000	
2) 成年後見監督事業収益		0	
3) 社会福祉サービス援助事業収益		0	
4) 研修啓蒙啓発事業収益		390,072	
5) 交流連携促進事業収益		0	
6) その他事業収入		0	
5. その他収益			20,510,072
1) 受取利息配当金		612	
2) 雑収入		109,195	109,807
経常収益計			20,752,069
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当		9,407,201	
雑給		885,650	
賞与		2,332,000	
法定福利費		1,680,303	
福利厚生費		223,285	
人件費計		14,528,437	
(2) その他経費			
旅費交通費		95,012	
通信費		425,414	
会議費		19,137	
リース料		1,045,800	
保険料		42,574	
消耗品費		660,250	
租税公課		20,000	
謝金		334,450	
印刷製本費		65,100	
支払手数料		59,540	
新聞図書費		79,772	
中立的経費		178,790	
職員研修費		3,000	
教材費		87,360	
雑費		15,792	
その他経費計		3,131,991	
事業費計			17,660,428
2. 管理費			
(1) 人件費			
福利厚生費		65,000	
人件費計		65,000	
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信費		6,770	
交際接待費			
減価償却費		310,964	
地代家賃		321,600	
リース料		3,300	
保険料			
修繕費			
水道光熱費		9,216	
消耗品費		53,337	
租税公課			
広告宣伝費			
支払手数料			
雑会費		12,000	
会議費		30,079	
新聞図書費			
報酬費		717,000	
謝金		360,000	
雑費		29,400	
その他経費計		1,853,666	
管理費計			1,918,666
経常費用計			19,579,094
税引前当期正味財産増減額			1,172,995
法人税・住民税及び事業税			295,618
当期正味財産増減額			877,377
前期繰越正味財産額			825,901
次期繰越正味財産額			1,703,278

※県に提出する活動計算書等の書類については、定時総会において承認された後、ホームページに掲載します。

<http://owaritoubu-kouken.net>



平成25年度からの 尾張東部成年後見センターの事業について

文責：山中和彦（日進市役所勤務）

当初、成年後見センターの設置を検討した際、所得・資産のある方については弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が受任をし、センターとしては経済的事情等により専門職の受任が見込めない方の受任をしていくこととしていました。

ところが、尾張東部成年後見センターが開所して、1年ほどで20名近い数の法人後見受任をする見込みとなった時点で、センター事業を委託している6市町で構成する運営協議会で、センター事業のあり方について検討しなおすことになりました。

支援の必要な人の発見から後見活動にいたるまで、センターは右図のような活動をしています。

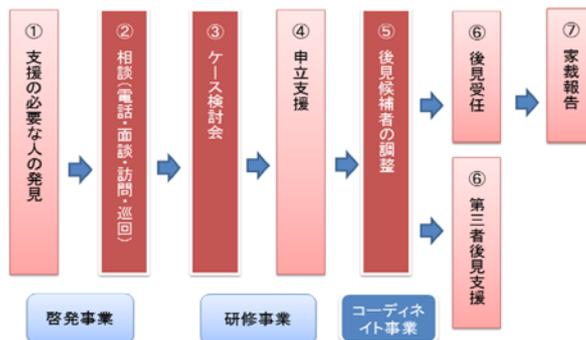
センターの役割としては、成年後見制度の利用を必要とする人に、適切に制度を利用できるよう枠組みを用意することが主眼となるべきではないかと考え、図でいえば、濃く表示をした②、③、⑤の部分が特に大切な仕事と捉えることとなります。

そうすると、⑥の後見受任について、適切な第三者を候補者として選定することができるのなら、必ずしも、センター自身が後見受任をする必要はなく、専門職の個人受任では後見業務を適切に行うのが困難と思われる場合にのみセンターが法人受任することになりました。実際に、個々のケースで法人受任するかどうかについては、適正運営委員会の審査を経ることとしました。その検討を踏まえて「法人受任ガイドライン」を作成しました。

この見直しに付随して、成年後見センター運営事業の委託範囲内に、法人後見業務を含めないことになり、必要な場合は各市町の利用支援事業の補助を受けることとなります。また、適正運営委員会を、センターの活動全般の監督・助言に対応できるよう体制を見直しました。さらに、あわせて、職員体制も、より組織的な対応ができるよう見直しを図りました。

現時点で、専門職候補者をいかにコーディネートしていくか、相談・法人後見業務を適切に行うための職員体制の充実や被後見人の暮らしをより豊かにするボランティアの育成・確保などの課題があり

尾張東部成年後見センターの活動

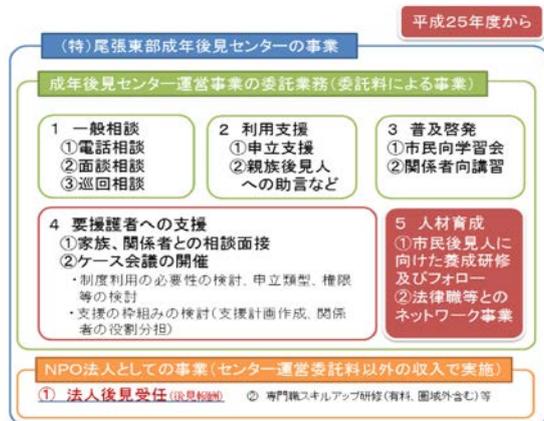


運営協議会での議論をうけ、 平成25年度からの活動方針の転換

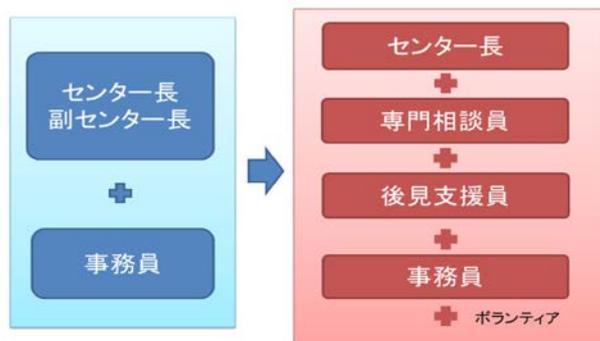
成年後見制度の利用が困難な低所得層の人のために法人後見受任をしていく。

成年後見制度の利用が必要な人を、
適切に制度利用につなげる

- ① 活動の中心は、支援を必要とする人の成年後見制度を利用した暮らしの枠組みを整えること。
- ② 法人後見受任は、センターでなくては困難なケースに限定する。（受任にあたっては適正運営委員会の審査を受ける）



職員体制の見直し



ますが、センターはこれまで、期待どおりに、地域の権利擁護に貢献してくれていると考えています。

新人職員の自己紹介



専門相談員 石井友子

4月も終わる頃になって、やっと「尾張東部成年後見センター石井です。」と電話口で、一息に

言えるようになってきたなあというのが、今の心境です。成年後見の業務に関心を持ち始めて、社会福祉士の資格をとりました。縁あって、今年4月からこの後見センターに勤めることができ、とてもうれしく思う反面、その業務の重さにかなり当惑しています。しかし、できる限り誠実にかんじりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

余談ですが、私は密かに歴史物が好きでありまして、尾張東部地区のどちらにうかがっても、胸が躍ります。



専門相談員 西本亜紀子

4月から相談員として働かせていただいている西本亜紀子です。結婚、出産で福祉の現場から離れてしまっ

た期間もありますが、社会福祉士となってから様々な現場でいろいろな方々との出会いがありました。そこで学んだことのひとつに“一人一人の来し方を大切にする”ということがあります。成年後見の業務はまさに人生に関わることなので、この思いを胸に刻み、心して臨みたいと思います。

いたらぬ点多々あるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。



【退職】鷲野林平前センター長は、自己都合により平成25年3月をもって退職されました。

会員募集

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。

行政から委託された事業の範囲は、限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください。

個人正会員 年105千円

法人正会員 年101万円

賛助会員 年103千円

(送金先)

①三菱東京UFJ銀行 日進支店

普通 0076099

(特非)尾張東部成年後見センター

理事長 加藤佳子

②ゆうちょ銀行 振替口座

番号 00830-6-109711

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

※送金にあたっては、氏名・連絡先がわかるようにしてください。詳しくは、お問い合わせください。

電話 0561-75-5008

Fax 0561-75-5088

(編集後記)

新年度がスタートしたかと思ったら、あっという間に5月になりました。

今回の紙面でご紹介できませんでした。今年4月からの事務員の杉江さん、この4月からの後見支援員の大澤さんのお二人を加え、賑やかな職場となりました。

「ゆたかに生きる権利をまもる」を実現するために、一同、がんばっています。センターに関わるすべてのみなさんに、一層のご支援をお願いいたします。

(正会員 み)